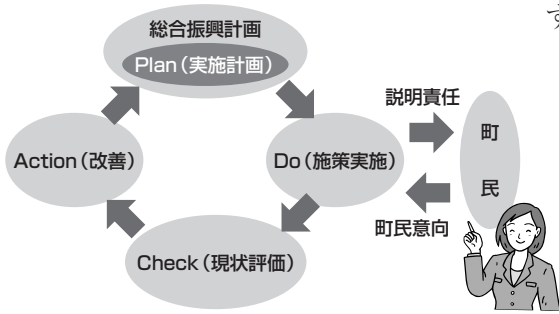


行政評価システムとは…



そして、より一層、効率的・効果的な行政運営の展開を図ります。

黒潮町の行政評価を実施中

黒潮町では、平成20年度から他市町村に先駆けて行政評価システムを取り入れ、毎年実施しています。

「行政評価システムとは」

「町民にとつてどのような成果が得られたか」、「目的をどれだけ達成できたか」を、できるだけわかりやすく客観的な視点により、施策や事業の評価・検証を行い、その結果を、予算編成やさまざまな企画などに反映させていきます。

「行政評価の目的」

「人が元氣、自然が元氣、地域が元氣」。これは第一次黒潮町総合振興計画に描かれた黒潮町の将来像です。この将来像を町民と行政が協働して実現するために、次のことを目的として行政評価を行います。

①町民に対する説明責任の向上を図り、町民との連携のもと行政を推進する強いパートナーシップをつくり出す。

②施策の成果と課題を把握して、的確な改善策を企画立案します。

③最小の経費で最大の効果を挙げることができるよう行政システムを確立します。

「行政評価の進め方」

行政評価は、目標を明確にすることから始まります。黒潮町においては、「人が元氣、自然が元氣、地域が元氣な黒潮町」を町の将来像とし、

- ① 活力のある産業と交流のまちづくり
- ② 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり
- ③ 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

④ 自然環境と調和のとれたまちづくり

⑤ ふれあいと豊かでみんなが主役のまちづくり

以上5つの基本目標を定め、26の政策、102の施策を第一次黒潮町総合振興計画で明らかにしました。

そして、これらの施策のうち、平成21年度に実施した事業の達成状況を具体的・客観的に測定することができるよう尺度を設定し、成果（町民の生活の改善状況）と課題（改善すべき問題）の把握という視点から、各事業の担当課が評価を行いました。

その評価を町長が、町内各分野から選任された「黒潮町振興計画審議会（山崎宇治長会長・委員16名）」に報告、併せて振興計画の実施状況について諮問しました。

町長の諮問を受けた振興計画審議会は、3つの部会からなる実施調査委員会を組織し、ただいま審議を進めています。

- 第1部会 「産業振興」「参加と協働」
- 第2部会 「保健・医療・福祉の充実」「教育・文化の振興」
- 第3部会 「基盤整備」

「評価結果の活用」

3つの部会の審議をもとに、10月末に振興計画審議会が、「第一次黒潮町総合振興計画の平成21年度進捗状況の答申書」をまとめ、町長に提出します。

その答申書を町民への説明責任の向上を図るといふ行政評価の目的達成のため、町のホームページに掲載するほか、本庁および佐賀支所で閲覧します。そして、現在実施中の施策や事業の改善を進め、次年度の予算編成やさまざまな企画に活用していきます。

上林暁没後30周年特別企画展

大方あかつき館2階上林暁文学館では、8月15日から3月末まで企画展を開催しています。上林暁没後30年であり戦後65年となる今年には、小説『秀夫君』をテーマに企画しました。

主人公の「秀夫君」は、戦争のない平和な世の中を願い、東京の大学で学びながらも戦争で命を落としてしまった、下田の口に実在した青年です。

上林暁は、脳溢血（のういつけつ）のため約18年間寝たきりの状態であり、死去する4日前まで妹の徳広睦子さんの助けを借りて、利き手ではない左手で書いたことなどを紹介しています。皆さまのご来場をお待ちしています。

「上林暁」

旧田ノ口村（現下田の口）生まれ。東京帝国大学英文科を卒業後、改造社社員を経て文筆への道へ進む。『聖ヨハネ病院にて』『春の坂』などの私小説で知られ、『ブロンズ的首』で第1回川端康成賞を受賞。

お問い合わせ

教育委員会文化振興係

☎ 43-21110（直通）

お問い合わせ

本庁総務課企画振興係

☎ 43-2177（直通）



20歳になったら「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

「年金なんて先のことだから関係ない」なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなでもって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありま

すので、「あのときに・・・」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう！（20歳前に就職して厚生年金などに加入している方は、加入手続きは不要です。）

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

◆20歳から60歳までの方  
こんなときには届出が必要  
国民年金の届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

○お問い合わせ  
本庁 住民課 住基戸籍係  
☎ 43-2800（直通）  
佐賀支所 地域住民課  
総合窓口第2係  
☎ 55-3701（直通）  
日本年金機構  
幡多年金事務所  
☎ 34-1616

届出が必要なもの  
●印鑑  
（本人自署の場合は不要）  
●印鑑  
（本人自署の場合は不要）  
●年金手帳

届出が必要なもの	届出先
届出が必要なとき	届出先
20歳になったとき （厚生年金や共済年金加入者を除く。）	お住まいの市町村役場
退職したとき （厚生年金や共済年金加入者の場合）	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	
異動の内容	
第1号被保険者になります。	
第2号被保険者から第1号被保険者になります。 （第3号被保険者に該当する場合を除く。）	
第3号被保険者から第1号被保険者になります。	

第1号被保険者…国民年金加入者 第2号被保険者…厚生年金や共済年金加入者  
第3号被保険者…第2号被保険者の扶養対象配偶者（国民年金加入者）

後期高齢者医療のお知らせ

保険料の納付について

◆保険料の納付方法を変更できます。

現在、特別徴収（年金からの天引き）で保険料を納めていただいている方、新たに年金からの天引きによるお支払となる方は、申請により預貯金からの口座振替でのお支払に変更することができます。

これまでの保険料の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合もあります。

●口座振替によるお支払は、被保険者本人だけではなく、世帯主、配偶者など、どなたの口座からでもお支払いいただけます。

◆社会保険料控除の適用（所得等の申告時）

●特別徴収の場合は被保険者本人の社会保険料控除として適用されますが、特別徴収から口座振替によるお支払に変更された場合は、口座の名義人の方に適用され

普通徴収の場合

《納付書の納付》

●役場から送付される納付書で納付期限までに納めてください。

現在、納付書が届いている方で保険料を納め忘れておられる方は、すぐに納付をお願いします。納付期限を過ぎると督促状が届きます。

《口座振替での納付》

●保険料の納付は口座振替が便利です

●ご指定の金融機関等の口座から引き落としされます。口座振替の手続きは、金融機関へ直接お願いします。（通帳・届出印が必要です。）

※わからないこと、疑問に思うことがあれば、役場までお問合せください。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 国保係  
☎ 43-2116（直通）  
佐賀支所 地域住民課  
総合窓口第2係  
☎ 55-3112（直通）



**合併浄化槽設置に関する補助金の受付を終了しました**

町では、浄化槽整備事業として合併浄化槽を設置される際、申請者に対し事業費の一部を補助しています。（事前審査が必要です。）

平成22年度補助金につきましては、予算額に達しましたので申請の受付を終了しました。

○浄化槽に関するお問い合わせ  
本庁住民課衛生センター  
☎44-1185（直通）

**「黒潮町人権教育推進講座」受講生を募集します**

町では「人権文化豊かなまちづくり」を推進するために、今年度も「黒潮町人権教育推進講座」を開催します。

「差別のない明るい黒潮町をめざして地域ぐるみの人権教育を推進するため人権教育の講座を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする、地域に根ざした指導者を育成する」ことを目的として、「黒潮町人権教育推進講座」の受講生を募集します。

**【講座内容】**

- ◆第1講座 「人権・同和教育入門」  
\*歴史について学ぼう
- ◆第2講座 「差別の現状について」  
\*差別は今もあるのか？
- ◆第3講座 「私たちの暮らしを見つめよう」  
\*フィールドワークほか
- ◆第4講座 「みんなで守る人権」  
\*人権課題について
- ◆第5講座 「いま、人権は・・・」  
\*これから、どう行動しなければならないのか

**【募集人員】**

40名（限定）

**【申込期日】**

10月15日（金）まで

**【会場】**

- 黒潮町総合センター
- 大方あかつき館 他

これからも、いろいろな「人権教育・人権啓発」の取り組みを計画していきますが、私たちが共に生きていくこの黒潮町を、すべての人の人権があたりまえに尊重される、真に「人権文化」に満ちあふれた町とするためにも、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

2010年度「黒潮町人権教育推進講座」の詳しい募集要項および受講の申し込みなどについては、左記までご連絡をお願いします。

○お申し込み・お問い合わせ  
教育委員会 人権教育係  
☎55-3190（直通）  
☎43-2800（直通）

**都市再生整備計画事業（佐賀地区）事後評価原案の公表について**

町では、平成18年度から22年度にかけて「都市再生整備計

画事業（旧まちづくり交付金事業）を活用して、佐賀地区のまちづくりに関する事業（宅地開発・情報板設置など）を実施しています。

都市再生整備計画事業では、事業実施前の計画段階で目標となる数値指標を設定し、事業最終年度に目標達成を確認するための事後評価を行い、さらには事後評価原案を公表することになっています。

また、事後評価について皆さんからのご意見をいただき今後のまちづくりに活かしていきますので、よろしく願います。

**【公表期間】**  
10月1日（金）～29日（金）

**【公表方法】**

町ホームページ（表紙下段参照）または佐賀支所建設課窓口（土・日曜日、祝日を除く）での閲覧

※ご意見は、公表期間内に佐賀支所建設課まちづくり係で受け付けます。

○お問い合わせ  
佐賀支所建設課まちづくり係

☎55-3700（直通）

**ご存知ですか？ 「中退共」の退職金制度なら、掛金に国の助成が受けられます。**

**国の制度だから安心・確実！**

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

**外部積立型だから管理が簡単！**

- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。

◎パートさんもご加入いただけます。

◎適格退職年金制度からの移行先です。

お気軽にお問い合わせください

（独）勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
☎03-33436052（代表）  
☎03-33436000

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

平成22年度コミュニティ助成事業を実施しました

財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報事業としてコミュニティ活動の促進と健全な発展が図られるよう助成を行っています。

町分地区・早咲地区・芝地区  
伝統芸能備品などを購入



町分地区では、法被や獅子頭、天狗面、太鼓などを購入しました。



早咲地区では、法被や胸当、提灯、祭うちわなどを購入しました。



芝地区では、裃や着天、長胴太鼓、締太鼓などを購入しました。

各地区とも、地元住民によって代々継承してきた祭りを、今後も引き続き開催できるように必要な備品を購入しました。

平成22年度共生のまちづくり助成事業を実施しました。

宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として実施した「共生のまちづくり助成事業」の助成金により、エステイマHB Xを購入しました。



共生のまちづくり助成事業で購入したエステイマHB X。

児童館の運営に大活躍しています。

今年4月よりNPO法人として新しくスタートした、黒潮町立大方児童館で行われている各種事業に幅広く活用され、児童館運営に役立っております。



宝くじは、広く社会に役立てられています。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

堀野登子さん(行政相談員)が四国行政評価支局長表彰を受賞

当町担当の行政相談員、堀野登子さん(入野)が総務省四国行政評価支局長表彰を受賞されました。堀野さんは、平成11年4月から11年余りにわたって、国や県、町などに対する苦情や要望の解決に尽力した功績に対して表彰されたものです。

表彰式は、9月10日(金)に四万十町農村環境改善センターで開催された行政相談員および市町村行政相談連絡担当者地区別会議の場で行われました。



お問い合わせ

本庁総務課行政人事係

☎ 43-2112 (直通)

黒潮町光ネットワーク加入の受付を開始しました

町では、平成23年4月の「黒潮町光ネットワーク」本サービス開始に向けて準備を進めています。

サービスを受けるためには、加入手続きが必要となります。8月19日に「加入申込書」を全戸配布しましたので、加入を希望される方は必要事項を記入、捺印のうえ、提出していただきますようお願いいたします。(同封の返信用封筒をご利用ください。)

サービスの種類

- ◆ サービスの種類
- 4つのコースがあります。それぞれの家庭の状況に応じたコースをお選びください。
- Aコース (1050円/月) テレビ放送・告知放送
- Bコース (4200円/月) インターネット通信告知放送
- Cコース (5250円/月) テレビ放送・インターネット通信・告知放送
- Dコース (無料) 告知放送のみ

申込書の書き方やサービスの内容など、分からないことがあればお問い合わせください。

サービス開始までの流れ

- ① 加入申込書の提出  
申込書にご記入ご捺印のうえ、担当係まで提出してください。(希望するコースをお選びください。)
- ② 引込工事の施工  
電柱から軒下まで光ケーブルを引き込み、受信機器を設置します。
- ③ 宅内工事の施工  
受信機器から各受信機、配線などの宅内工事を行います。※受信機器までの工事費は町が負担しますが、それ以外の宅内工事(同軸ケーブルの配線、LANケーブルの配線など)は加入者の負担となります。
- ④ 試験放送開始  
光ケーブル工事完了後、試験放送を開始します。※平成23年1月予定(工事完了地区から順次開始します。)
- ⑤ 本サービス開始  
本サービスを利用することができまます。※平成23年4月予定

お問い合わせ

本庁総務課情報推進係

☎ 43-2188 (直通)